

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年4月1日提出
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	L M・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジあり） L M・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2018年12月4日から2019年4月1日まで) L M・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 L M・成長国ブルーチップ社債ファンド（毎月分配型／為替ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月3日付をもって提出した有価証券届出書（2019年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）について、信託終了（繰上償還）に関する書面決議が可決されたことに伴い、申込期間及び信託期間等を訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正箇所を表します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2018年12月4日から2019年6月3日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

「(12)その他」に記載の書面決議の手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、購入の申込期間は2019年4月1日までとします。

<訂正後>

2018年12月4日から2019年4月1日まで

(12)【その他】

<訂正前>

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）に関する書面決議について

各ファンドの信託財産の純資産総額がファンドの運用を行うための適切な資産規模（信託約款に定める信託終了（繰上償還）の基準となる金額）である20億円を下回る状態が続いていることから、信託終了（繰上償還）を行うことにつき、信託約款の規定に基づき、下記の通り書面決議を実施します。

書面決議の結果、2019年2月21日現在における各ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2019年4月12日に信託終了（繰上償還）を行います。

書面決議及び信託終了（繰上償還）の日程

2019年2月21日 書面決議対象受益者確定日

2019年3月25日まで 議決権行使期間

2019年3月26日 書面による決議の日

2019年4月12日 信託終了（繰上償還）予定日

(注) なお、上記の信託終了（繰上償還）に関する書面決議は2019年2月21日現在において各ファンドを保有している受益者の方を対象とするものであり、2019年2月20日以降に取得申込みを行い各ファンドの受益者となる方は、議決権行使を行う権利がございませんのでご注意ください。

<訂正後>

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載

載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）について

各ファンドにつきまして、2019年2月21日現在の受益者の皆様へ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年3月25日まで受益者の皆様からの議決権の行使を受付けました。この結果、各ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されたため、2019年4月12日に信託終了（繰上償還）を行います。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2012年10月5日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

<訂正後>

2012年10月5日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

2019年4月12日 当ファンドの信託終了（繰上償還）（予定）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2012年10月5日から2022年9月5日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することができます。

（注）「第一部 証券情報（12）その他」に記載の書面決議の手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、信託期間は2019年4月12日までとなります。

<訂正後>

2012年10月5日から2019年4月12日までです。